

審議会等の会議録

会議の名称	平成26年度 第2回座間市市民参加推進会議		
開催日時	平成26年10月9日（木）午前10時00分から10時40分まで		
開催場所	市役所5階 第2会議室		
出席者	鈴木英夫（会長）、峰尾昌子、水野久子、小原幸子、杉山朋子、 上野正雄、小林征司		
事務局	市民部市民協働課（萩原次長兼市民協働課長、大矢担当課長、山本主 幹兼係長、南山主査）		
公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開	傍聴人数	0 人
議 題	協働まちづくり条例の改正について		
資料の名称	【資料】 ① 会議次第 ② 座間市協働まちづくり条例（改正版） ③ 座間市協働まちづくり条例および同条例施行規則の改正について ④ 座間市市民協働推進条例（仮題）		
会議の内容	◇次第 1 開 会 2 議 題 (1) 協働まちづくり条例の改正について (2) その他 3 閉 会		

<p>会議の内容 (会議次第及び 発言要旨等)</p>	<p>◇議題</p> <p>(1) 協働まちづくり条例の改正について</p> <p>事務局より、資料に基づき、協働まちづくり条例の改正についての説明がありました。</p> <p>会長より、協働まちづくり条例の改正について委員に意見を求めたところ、以下のような意見がだされました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今策定している条例は、協働まちづくり条例と市民協働推進条例の上部にくる条例ですか。 ・現在策定中の条例は、協働まちづくり推進指針を補完するための条例で、協働まちづくり条例は、市民参加について定めた条例なので、名称を変更し、市民参加推進条例に変えたいということです。 ・市民参加推進条例と市民協働推進条例と別のものができるということですか。 ・協働は一緒にやっている、市民参加は市の方針に意見が言える。市民参加の条例と市民協働の条例と2つの柱で進めていくということですか。 ・市民参加について、パブリックコメントのみでなく、もう少し広く市民参加ができるような方策を条例で定めることはできないのですか。市民参加がしやすくなっているとは思えない。多く取り組んでいこうという意思をどこに持たれていますか。 ・市民の方からいかに意見を求めるかにかかってくると思う。市民参加の件数は、近隣市と比べると本市はかなり多いと思う。まずきっかけはそれでクリアだが、どれだけ意見を増やせるかが今後の課題となってくると思う。 ・パブコメをやる前に、市民参加しやすくするために、その説明を市内各地域で説明をするのはどうか。うまくいっているというものは、行政と市民がうまく関心をもってまわっているということだから、そのためにどういう知恵を出して市民参加を求めて意見を反映できるかが重要であると思う。 <p>会長は、委員からの意見を受けて、協働まちづくり条例の改正について挙手にて賛否を問いました。</p> <p>挙手多数にて、承認されました。</p>
-------------------------------------	--

(2) その他

事務局より協働まちづくり条例の改正のスケジュールについて、協働まちづくり条例の改正については、来年3月議会に上程する予定との説明がありました。

会長は、以上をもって、本日の議事が終了した旨を述べ、閉会を宣しました。